

令和7年度児童養護施設入所児童等の普通自動車免許取得支援事業特別配分実施要項

(目的)

- 1 長野県共同募金会(以下「本会」という。)が、児童養護施設及び里親家庭で生活する児童が普通自動車免許の取得を目指す場合に、その費用の一部を配分することにより、当該児童の社会的自立を支援することを目的として必要な事項を定めるものとする。

(配分対象児童及び経費、配分限度額)

- 2 配分の対象児童及び経費、配分限度額は次表のとおりとする。

対象児童	対象経費	配分限度額
① 児童養護施設に在籍し、普通自動車免許取得を希望する者 (進学希望者を含む。) ② 長野県里親会連合会等の団体に加入する里親家庭で生活し、普通自動車免許取得を希望する者 (進学希望者を含む。)	自動車学校(教習所)における教習に要する経費	一人あたり 10万円

(申請方法)

- 3 申請希望の児童が在籍する児童養護施設は施設長を申請者として、また、長野県里親会連合会等の団体に加入する里親家庭で生活している対象児童分は、長野県里親会連合会等を申請者として、別添申請書「様式2-①～②」により、通知に定める期日までに本会に提出する。

(配分の決定及び交付)

- 4 令和8年2月上旬に配分額を決定し、配分金を交付する。

(事業の報告)

- 5 対象児童が運転免許を取得した場合は、速やかに実施報告書「様式2-④」に運転免許証の写し等の関係書類を添付のうえ、本会に提出する。

(留意事項)

- 6 次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 令和8年9月末日までに免許取得に至らなかった場合は、本会に連絡すること。
 - (2) 対象児童の変更又は取得の中止が生じた場合は、変更申請書「様式2-③」に関係書類を添付のうえ、速やかに本会に提出すること。
 - (3) 次の方法により寄付者への周知を行うこと。
 - ア 配分を受けた児童が在籍する施設及び長野県里親会連合会等の団体は、ホームページや機関紙等を通じて広く周知するよう努めること。
 - イ 本会からの指示により、関係者への礼状を送付すること。
 - (4) 本要項に違背した場合は、配分金の返還を求めることとする。